

(議事録)

福田会長代理 おはようございます。ただいまより、令和6年度第10回の埼玉地方最低賃金審議会を開催させていただきます。

本日は土屋会長が御欠席のため、会長代理であります私、福田が議事を進行させていただきます。

初めに、本日の出席委員の状況について報告をお願いします。

賃金指導官 本日は、公益代表委員4名、労働者代表委員5名、使用者代表委員5名に御出席をいただいております。

委員定数15名のうち3分の2以上が出席されていることから、最低賃金審議会令第5条第2項により、本審議は有効に成立していることを報告いたします。

福田会長代理 ありがとうございます。本審議会は、埼玉地方最低賃金審議会運営規程第6条第1項により公開とし、議事録についても同運営規程第7条第2項により公開することとします。

傍聴者はおられますか。

賃金指導官 傍聴者はおりません。

福田会長代理 分かりました。

本審議会の議事録確認者をあらかじめ指名させていただきます。公益代表は私が、労働者側は迫委員、使用者側は廣澤委員にお願いいたします。

それでは、資料について事務局から説明をお願いいたします。

賃金室長 資料1は、この後お渡しする諮問文の写しです。

諮問文の後に、10月2日に頂いた特定最低賃金に関する答申についての公示に対する異議申出書の写しがついております。この異議申出書は、埼玉県内で光学レンズを製造する事業者から提出されたものです。

特定最低賃金の改正について労働局長から諮問した際、最低賃金法第25条第5項に基づいて、関係労使からの意見を募ったところ、光学レンズを製造する業者から意見書が提出されておりましたが、今回の異議申出書は、意見書と同じ事業者から提出されたものです。なお、提出者の意向により、資料では社名等を伏せております。

資料2は、特定最低賃金の平成20年改正のときの官報の写しです。この20年改正では、その前年、平成19年の日本標準産業分類の第

1 2 回改定に伴って、件名の改正を行いました。赤で囲った部分を御覧ください。電子部品等の特定最低賃金についても件名の改正を行いました。埼玉労働局長の名前の表示の下が改正後の件名なのですが、電気機械器具と情報通信機械器具との間に「・」が入っておりますが、ここは本来「、」で区切るべきでした。

福田会長代理 御覧いただいて、お分かりにならない方、いらっしゃいますか。大丈夫ですか、皆さん。

賃金室長 分かりますか。

福田会長代理 赤で下線が引いてありますけれども。

賃金室長 赤の下線が入っているところです。

特定最低賃金の件名は、標準産業分類の中分類で表示をしております。資料3を御覧ください。資料3の1ページ目は、平成19年に改定された標準産業分類の新旧対照表のうち、電子部品等に関連する部分、その近辺を抜粋したものです。

埼玉県の電子部品等の特定最低賃金は、黄色のマーカーがついている、中分類のE28、E29、E30から成っております。この3つの中分類を「、」で区切って、特定最低賃金の件名にするのですが、平成20年の官報では、E29の電気機械器具とE30の情報通信機械器具との間が「・」で区切られています。

最低賃金に係る都道府県労働局長の決定は一種の立法行為であるため正確に表示しなければいけないところ、電子部品等の特定最低賃金については、その件名が平成20年の改正で誤った形で官報に掲載されました。

なお、その後E28、29、30は一切変わっておりません。

標準産業分類は昨年も改定がありまして、それに伴って、埼玉では、今年、適用業種の中の「、」を「、」に改正しました。また、他県では、件名そのものを改正する必要があったものもあり、厚生労働本省において、官報に掲載する原稿を細かくチェックしておりました。そのチェック作業の中で、平成20年の埼玉県の特定最低賃金の官報公示に誤りがあったことが判明したものです。当局において官報公示の原稿の作成段階において、当時の担当者が件名を誤って入力してしまった上、厚生労働本省においてもチェックが漏れてしまったことが誤りの原因です。

事務局の作業で件名に誤りが生じたことについておわびするとともに、本日は、異議に対する御審議に加えて、電子部品等の特定最低賃金の件名を正しいものに改正することについても御審議いただきたく

お願いをいたします。なお、件名を正しいものに改正することによって、電子部品等の特定最低賃金の内容が変わることはございません。資料の説明は以上です。

福田会長代理 ありがとうございます。ここまでで何か御質問、あるいは御意見等あれば頂戴したいと思いますが。

いずれ今のお話は、申し訳なかったということなんだけれども、内容的には非常に形式的なことだということでもよろしいわけですね。

賃金室長 おっしゃるとおりです。

福田会長代理 今の形式的な修正について、何か御意見等は、取りあえず今のところはよろしいですかね。後でそういう方向で議決をさせていただくこととなりますので、御理解いただければと思います。

それでは、議事に入らせていただきます。議題1は、特定最低賃金の改正決定に係る埼玉地方最低賃金審議会の意見に関する異議申出等についてです。

異議申出についての諮問について、事務局から説明をお願いします。

賃金室長 10月2日の第9回本審において、特定最低賃金の改正決定に関する答申を頂きました。これを受けて、最低賃金法第15条第3項において準用する同法第11条第1項及び最低賃金法施行規則第7条に基づき、同日付で答申の要旨について埼玉労働局のサイトに掲載するとともに、労働局掲示板にも掲示することにより公示をいたしました。それに対し、10月1日に異議申出書が提出されたものです。異議申出書は資料1の諮問文の後についています。

異議の申出があったときは、最低賃金法第15条3項において準用する同法第11条第3項の規定により、最低賃金審議会に意見を求める必要があるため、本日はその諮問をさせていただきます。

また、先ほど御説明したとおり、このたび電子部品等の最低賃金に関して、件名に誤りがあることが判明しましたので、これを改正することについても併せて御審議いただきますようお願いいたします。

福田会長代理 それじゃ、後者の形式的な話は取りあえずいいとして、今の異議申出についての御質問、御意見をいただければと存じますが、いずれ私どもには意見を求められているということですね。

賃金室長 そうです。

福田会長代理 我々として、その異議申出書に対する我々の意見を出さなくちゃいけないということにはなりますけれども、異議申出について何か御質問、あるいは御意見があれば頂戴したいと思います。

それでは、現時点で特にないようでありましたら、諮問をお受けしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

私が受けるんですか。分かりました。

労働基準部長 異議申出がなされましたので、御審議のほどよろしく願いいたします。

(労働基準部長から会長代理に諮問文手交)

賃金指導官 ただいま事務局から会長代理にお渡しした諮問文は、資料1のとおりでございます。諮問文の読み上げをさせていただきます。

埼玉地方最低賃金審議会会長、土屋直樹殿。埼玉労働局長、片淵仁文。

最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について（諮問）。

標記について、埼玉県光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業最低賃金に関して、別添のとおり最低賃金法第15条第3項において準用する同法第11条第2項に基づく異議の申出があったので、貴会の意見を求める。

以上でございます。

福田会長代理 ありがとうございます。

ただいまの諮問を受けまして、異議の取扱いについて審議に入りたいのですが、まずは、異議申出書の内容について、労使それぞれで御確認いただく必要があるかと思えますけれども、労使の皆さん、いかがでしょうか。

別室も用意してくれているようなので、少し御時間を差し上げて、御確認いただいたらどうかと思えますけれども、そんなことでよろしいでしょうか。

それでは、そんなふうにさせていただこうと思えますので、どうでしょうか、所要15分とか、もう少しかかるか。

福田会長代理 じゃ、10分、15分ぐらいでよろしいですか。少し、じゃ、それぞれで御検討いただければと思えますので、よろしく願いいたします。

(休 憩)

福田会長代理 お待たせいたしました。それでは、会議を再開させていただきます。
それでは、2点、1点は異議の取扱いと、2点目は冒頭に事務局からも御説明のあった、電子部品等の件名の形式的な訂正の件について、審議に入らせていただきます。
御協議いただいた結果を踏まえて、労使双方から御意見を頂戴したいと思います。まず、労働側からお願いできますでしょうか。

迫委員 労働側からコメントをさせていただきます。まず、異議申立ての件ですが、光学機械器具製造業に対しての異議申出の内容については、地賃と同額にしてほしいという考えの申出であると捉えております。特賃については、この産業の基幹労働者に適用されるものであり、この産業の魅力や発展のため、また、公正競争のためにも必要であると考えており、この点については労使で審議し、理解をいただいていると考えております。

なお、具体的な金額については、それぞれの業種の中で真摯な議論がされ、決定していることなので、こちらは尊重していきたいと考えております。

あとは、電子部品のほうの件名の変更については特にございません。賛成いたします。

以上です。

福田会長代理 ありがとうございます。以下、ほかの労働側の委員の方に補足していただくことはありますか。よろしいでしょうか。ありがとうございます。
それでは、使側から御意見をいただけますでしょうか。

廣澤委員 使側についても、専門部会の中で資料18として頂いた意見書の内容も踏まえて審議を尽くしておりますので、今の金額についての再考はないと考えております。

また、「・」の件は賛成でございます。

福田会長代理 ありがとうございます。ほかに補足していただく意見等あれば、遠慮なくおっしゃっていただければと思いますが。

廣澤委員 私のほうから補足も含めていいですか。

福田会長代理 どうぞ。

廣澤委員

先程の結論に変わりはありませんが、今回の異議申出が企業から来たので事務局に調べてもらったのですが、県最賃も含めて、過去10年で会社側からの異議申出は1回あるかどうかということでした。その他は組合からの異議申出であり、金額引上げの要請が多かったということでした。やはり今回、会社側から異議申出があった背景には、金額の引上げ幅が大きかったことが、最大の要因だと思っています。

については、今後の課題として、現在特賃の必要性の有無の判断はR4.3.4の公労使打合せで決めたルールに基づいて行っていますが、今回、異議申出をしてきた企業は、企業内最低賃金の仕組みでは意見が反映されない企業だと思います。よって、このルールを今後も見直さずこれで十分とするか、一度考えたほうが良いと思います。

あわせて、県最賃が8回の議論を尽くして結論に至るのに対し、特賃は打合せを含めても2回なので、審議時間の充実についても考えていかななくてはならないと思います。

以上です。

福田会長代理

ありがとうございます。

今の廣澤さんの御意見について、今この時点で何かおっしゃりたいという御質問や御意見があれば、おっしゃっていただければと思いますが。

もちろん、もしかしたら、いずれ別にちゃんと議論をする場をつくれという御意見かと思いますが、そういうことになるかもしれませんけれども。

迫委員

ガイドラインについては、過去の議論も含め、別の会議体で議論できればいいかなとは思っております。

あと、審議時間の充実といったところについては、各業種の議論時間、内容によって、いろいろ課題とかもあると思うので、そこは各業種に任せた形で進めていくのがいいのかと今時点では考えています。

福田会長代理

公益の先生方で、何か御意見等ありますか。よろしいでしょうか。どうぞ。

近藤委員

異議申出書について、補足ではないですが、私も少し思うところが1点ございまして、備考の欄に記載もありますが、単価交渉ができないという御意見がこの方からは出ていまして、これはどうしてできないのかというのがこの文章だけでは不明なのですが、本来であればそういった価格交渉もして、賃金も上げていくということができるようにと政府の施策等も整えているはずなので、ここも少し深掘りをしていく必要もあり、そういったことも考えていけない。価格

交渉ができない理由もしっかり考えていかないといけない。また、今回の申出書の内容では、読み取ることは、少し難しいなど捉えています。

福田会長代理

考えながら伺っていたんですけれども、今日の時点では10月2日に出された答申についての異議申立てですので、10月2日の答申の内容について、ここでもう一度確認をさせていただきたいということ、まず第一にさせていただきたいと思ひまして、廣澤委員からいただいた御意見については、大変重要なものですので、改めて必要に応じて考えていくということにさせていただきたいと思ひますが、よろしいでしょうか。

それでは、私なりにまとめさせていただきますと、今回提出された異議申出書の御意見は大変貴重なものではありませんが、その意見の趣旨は、特定最低賃金合同専門部会の資料18の特定最低賃金に関する意見書で私どもが見せていただいたものと同じでございます。各専門部会におかれましても、その意見書の内容も踏まえて十分調査審議を尽くしたというのが労使の共通の御認識であったのではないかと承知をいたしております。

件名の改正については、事務局の提案でよいのではないかとということで、それも共通の御意見だったと存じます。

以上を踏まえまして、10月2日に答申した原意見のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

福田会長代理

ありがとうございます。全会一致と認めます。

10月2日に答申した原意見のとおりとする旨、答申することといたします。事務局は準備をお願いします。

(事務局より各委員に答申文(案)配付)

賃金指導官

答申文の案を読み上げさせていただきます。

埼玉労働局長、片淵仁文殿。埼玉地方最低賃金審議会会長、土屋直樹。

当最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について(答申)。

令和6年10月18日貴職から、同日付け埼玉県光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業最低賃金の改正決定に係る当審議会の意見に対する異議申出について意見を求められたので、慎重に審議した結果、下記の結論に達したので答申する。

なお、埼玉県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具・情報

通信機械器具製造業最低賃金については、別紙のとおり決定することが適当である。

記。令和6年10月2日付け答申どおり決定することが適当である。以上。

別紙は裏面でございます。裏面につきましては変更点だけ申し上げます。

件名のところ、電気機械器具と情報通信機械器具の間に「・」、黒い丸でございますけれども、これを「、」に変更いたします。2行目の部分に「・」があつて、4行目の部分が「、」に置き換わっているかと思ひます。

答申案は以上でございます。

福田会長代理 ただいま事務局から配付した答申の案のとおりでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

福田会長代理 ありがとうございます。それでは、全会一致でそのように決定させていただきます。

それでは、「案」を消してください。答申をお願いいたします。

(会長代理から労働基準部長に答申文手交)

労働基準部長 ただいま答申を頂きました。ありがとうございました。

福田会長代理 今後の事務手続について、事務局から説明をお願いいたします。

賃金室長 特定最低賃金の改正決定と官報公示について御説明いたします。
最低賃金法第19条第1項及び最低賃金法施行規則第9条において、都道府県労働局長は、特定最低賃金に関する決定をしたときは、官報に掲載することによって、決定した事項を公示しなければならないとされております。改正後の最低賃金が12月1日に発効するようにするため、官報公示掲載の手続を進めてまいります。

以上です。

福田会長代理 今回の事務局の説明に対して、御質問、御意見等あれば遠慮なく願ひしたいと思います。

予定どおり12月1日発効で進めていただくということでよろしいわけですね。

賃金室長 はい。

福田会長代理 よろしいでしょうか。それでは、議題1については以上とさせていただきます。

 議題の2はその他でございますが、委員の皆様から何かありますでしょうか。事務局、何かありますか。

賃金室長 特にございません。

福田会長代理 分かりました。

 それでは、大変ありがとうございました。これで第10回の埼玉地方最低賃金審議会を閉会させていただきます。ありがとうございました。

— 了 —